

広報 はむら

6月15日号
令和6(2024)年

広報 はむら 令和6年6月15日号

令和6(2024)年6月15日発行 第1119号
「発行」羽村市「編集」羽村市秘書広報課
URL = <https://www.city.hamura.tokyo.jp/> st02000@city.hamura.tokyo.jp
〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1 ☎ 042-555-1111 ⑤ 336 FAX 042-554-2921

羽村第二中学校の2年生が職場体験に挑戦したりん♪写真は、福生消防署羽村出張所でけがや病気の人を搬送する訓練を体験している様子。この人形は重さが60kgぐらいあって、運ぶのが大変そうだったりん♪



愛情ギュッとず〜とはむら



▲貴重な図版や写真などがフルカラーで分かりやすく掲載されています。

「羽村市史 本編 上巻」を刊行！

問合せ 市史編さん室内 361・365

市では、羽村の原始から現代に至る歴史に自然や民俗分野も含めた「羽村市史」の編さんを進めています。

このたび、羽村市の自然と主に縄文時代から江戸時代までの歴史を1冊にまとめた「羽村市史 本編 上巻」を刊行しました。

販売開始 6月17日(月) ※郷土博物館は18日(火)から

販売場所

○市役所1階案内(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)

○郷土博物館(祝日以外の月曜日を除く午前9時～午後5時)

領布価格 2,000円

内容

第一編 羽村市と周辺の自然環境／**第二編** 原始・古代の羽村／**第三編** 中世の羽村／**第四編** 近世の羽村

これまでに刊行した「資料編」をもとに、4つの編で構成されています。A4判でフルカラーとしたことで、図版や表、写真を豊富に掲載したわかりやすい内容となっています。

※郵送での販売も受け付けます。詳しくは問い合わせください。

※市役所1階市政情報コーナー・3階市史編さん室、郷土博物館、プリモライブラリーはむらで閲覧できます。

※プリモライブラリーはむらで販売はしていません。

※すでに刊行している資料編6冊「考古・中世補遺」「中世」「近世」「近現代図録」「自然」「民俗」も好評販売中です！

はい！

こちら消費生活センター

カスタマーハラスメントの加害者にならないために

問合せ 消費生活センター⑥641



◆消費者の意見とカスタマーハラスメント

購入した商品や提供されたサービスに問題があったときに、消費者が自分の意見を事業者に伝えることは、商品や事業者のサービス改善につながります。これは、多くの消費者や社会の利益となるものです。

しかし一方で「カスタマーハラスメント(カスハラ)」が社会問題となっています。カスタマーハラスメントとは、消費者から事業者に対する不当なクレームや過大な要求、暴行や暴言などの迷惑行為のことです。行き過ぎた行動をとると、犯罪として処罰されることもあります。東京都では、カスタマーハラスメントを防ぐための条例制定を進めています。

◆カスタマーハラスメントの加害者にならないために

消費者庁は、消費者が意見を伝える時のポイントを3つ挙げています。自立した消費者として、相手に意

見がちにと伝わるように、参考にしてみてください。

①ひと呼吸、置こう！

怒りに任せた発言は逆効果。ひと呼吸おいて冷静に。従業員も同じ「人」として、お互いに尊重し合うことが大切です。

②言いたいこと、要求したいことを「明確に」、「理由」を丁寧に

返品したいのか、解約したいのか、またその理由を明確に、丁寧に伝えることが重要です。

③事業者の説明も聞きましよう！

上手なコミュニケーションが解決の糸口。一方的に主張するだけでなく、事業者の説明も聞きましよう。

【出典：消費者庁「消費者が意見を伝える際のポイント」】

消費者も従業員も、お互いがともに尊重される社会を目指ましよう。

消費者トラブルに遭ってしまった時、不安に思った時は、早めに消費生活センターに相談してください。



市公式サイト



羽やすめ



X



Facebook



Instagram



YouTube



LINE

